

山口県報

平成27年
3月17日
(火曜日)

目 次

- 規則
 - 山口県債権管理条例施行規則（税務課）……………
 - 山口県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）……………
 - 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）……………
 - 山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（自然保護課）……………
 - 山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（自然保護課）……………
 - 保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則の一部を改正する規則（医務保険課）……………
 - 山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則の一部を改正する規則（地域医療推進室）……………
 - 山口県研修医研修資金貸付規則の一部を改正する規則（地域医療推進室）……………
 - 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………
 - 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………
- 訓令
 - 山口県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）……………
- 公安委規則
 - 刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則……………
- 企業管理規程
 - 山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程……………



山口県債権管理条例施行規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第九号

山口県債権管理条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、山口県債権管理条例（平成二十七年山口県条例第一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において「部局」とは、山口県議会事務局、山口県部制条例（昭和三十一年山口県条例第四十二号）第一条に規定する部（以下「部」という。）、会計管理局、山口県教育庁、山口県人事委員会事務局、山口県監査委員事務局、山口県警察本部、山口県労働委員会事務局、山口県企業局及び山口県選挙管理委員会事務局をいう。

（債権管理者）

第三条 部局に、債権管理者を置く。

2 債権管理者は、部局の長（部にあつては部次長（部に二人以上の部次長が置かれていた場合にあつては、部の事務を総括する部次長）、山口県教育庁にあつては教育次長、山口県警察本部にあつては警務部長）をもって充てる。

3 債権管理者は、その部局の所管する事務及び事業において発生した債権の管理を行うものとする。

（総合調整）

第四条 総務部次長は、債権の管理の適正を期するため、その管理の手續に関し、必要な事項を定め、並びに必要な調査及び調整を行う。

2 総務部次長は、債権の管理の適正化を図るため必要があるときは、債権管理者に対し、その部局の所管に属する債権について、その状況に関する報告及び資料の提出を求めることができる。

（債権管理者会議）

第五条 債権の管理に関する部局の間の連携及び情報の共有を図るため、債権管理者会議を置く。

（徴収停止）

第六条 条例第七条の相当の期間は、一年とする。

（放棄）

第七条 条例第十条第一項の相当の期間は、五年とする。

(報告)

第八条 条例第十条第二項の規定による県議会への報告は、非強制徴収債権の種類、額その他知事が必要と認める事項について行うものとする。

(その他)
第九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第十号

山口県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

山口県環境影響評価条例施行規則(平成十一年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号へ中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第十一号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和四十八年山口県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第九条中「別表第一の一の表三の項第一号」を「別表第一の一の表四の項第一号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。

山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第十二号

山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

山口県自然環境保全条例施行規則(昭和四十九年山口県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第九号及び第三十四条第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第十三号

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山口県立自然公園条例施行規則(昭和三十五年山口県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十八号の十二、第二十七号の十及び第二十七号の十一中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十四号

保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則（昭和六十年山口県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十七条第二項の規定により厚生労働大臣が指定した国立療養所」を「第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関」に、「第七条第五項」を「第八条第一項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十五号

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則（昭和六十年山口県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「特に必要があると認める場合には、」を「別に定める場合には、十二万円又は」に改める。

第五条第二号中「戸籍抄本」を「住民票の写し」に改める。

第七条中「十五万円」を「十二万円又は十五万円」に改める。

第九条第一項第五号中「育児休業」の下に「若しくは介護休業」を、「従事した期間」の下に「（修学資金の貸付けを受けた期間が三年以上の者にあつては、県内の病院が管理を行う医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を受けた期間のうち一年（修学資金の貸付けを受けた期間が五年以上の者にあつては、二年）を超えない期間及び県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間。第十二条第三

項において同じ。）」を加える。

第十一条第一項中「（公的医療機関等において医師等としてその業務に従事することとなつた）」を「（その）」に改め、「から」の下に「県内の」を加え、「（公的医療機関等において医師等としてその業務に従事しなくなつた）」を「（その）」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第八条第一号及びこの規則第九条第一項第五号に規定する臨床研修を受けた期間の計算は、県内の病院が管理を行う医師法第十六条の二第二項の規定による臨床研修を受けることとなつた日の属する月の翌月（その日が月の十五日以前であるときは、その日の属する月）から当該臨床研修を受けなくなつた日の属する月（その日が月の十五日以前であるときは、その日の属する月の前月）までの期間の月数による。

第十二条第三項中「者が、」の下に「県内の公的医療機関等において」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第七条の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十二年四月一日前に大学に入学した者が貸付けを受けた医師及び歯科医師修学資金についての改正後の山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則第九条第一項及び第十二条第三項の規定の適用については、同規則第九条第一項中「期間（修学資金の貸付けを受けた期間が三年以上の者にあつては、県内の病院が管理を行う医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を受けた期間のうち一年（修学資金の貸付けを受けた期間が五年以上の者にあつては、二年）を超えない期間及び県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間。第十二条第三項において同じ。）」とあるのは、「期間」とする。

山口県研修医研修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十六号

山口県研修医研修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県研修医研修資金貸付規則（平成二十年山口県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。
第七条第一項第五号及び第十二条第一項第三号中「育児休業」の下に「又は介護休業」を加える。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十七号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三百三十八条第二項第一号中「の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所）を」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等）に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に」に、「二十五人」を「二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）に規定するサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）」に改め、同項第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「十五人」の下に「（登録定員が二十六人又は二十七人の指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十七人、登録定員が二十八人の指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十八人、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）」を加え、同項第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同項第四号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業

所等」に、「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）を「市町条例」に改める。

第三百三十九条第一項第一号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「のうち」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち」に改め、同項第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「九人」の下に「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人）」を加え、同項第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

附則第八項及び第九項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十二項の前の見出しを「（地域移行支援型ホームの特例）」に改め、同項中「の事業を」を「又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の事業を」に、「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に、「おける指定共同生活援助」を「おける指定共同生活援助等」に改める。

附則第十三項を次のように改める。
13 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助等の事業を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は、入居している利用者の生活の独立性が確保されたものでなければならない。

附則第十六項中「地域移行型ホーム事業者」を「地域移行支援型ホーム事業者」に改め、同項を附則第十七項とする。

附則第十五項中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に、「指定共同生活援助」を「指定共同生活援助等」に、「附則第十四項」を「附則第十五項」に改め、「入所施設又は」を削り、同項を附則第十六項とする。

附則第十四項中「地域移行型ホーム事業者」を「地域移行支援型ホーム事業者」に、「地域移行型ホーム以外」を「地域移行支援型ホーム以外」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十三項の次に次の一項を加える。

14 地域移行支援型ホーム事業者は、原則として二年を超えて指定共同生活援助等を提供してはならない。

附則に次の一項を加える。

18 地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会に準ずるものとして知事が認めるものに対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、

助言等を聴く機会を設けなければならない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 副 政

山口県規則第十八号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が在籍し、在学し、若しくは通う保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の下に「助言その他の」を加える。

第五十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第二十九条第三項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 嘱託医 一人以上
 - 二 看護師 一人以上
 - 三 児童指導員又は保育士 一人以上
 - 四 機能訓練担当職員 一人以上
 - 五 児童発達支援管理責任者 一人以上
- 第五十三条中「、第十条第十号」及び「、第十四条ただし書」を削る。
- 第五十八条第二項中「利用定員」を「第三条第五項及び第五十条第四項の規定にかかわらず、利用定員」に改める。

第六十条第六項第一号中「の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所）」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事

業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等）」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「二十五人」を「二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）」に改め、同項第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「十五人」の下に「（登録定員が二十六人又は二十七人の指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十七人、登録定員が二十九人の指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十八人、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）」を加え、同項第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同項第四号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例」を「市町条例」に改める。

第六十一条第一項中「、第十条第十号」を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。



山口県訓令第一号

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 副 政

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県職員服務規程（昭和二十九年山口県訓令第十一号）の一部を次のように改正す

